

ノロウイルスによる感染性胃腸炎に要注意

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、12月～2月に流行のピークを迎えます。感染力が強く、集団発生を起こしやすいので注意が必要です。

【どんな病気】

潜伏期間は24時間～48時間程度です。乳幼児や高齢者ではおう吐が、成人では下痢が強く表れ、症状が1日～2日続きます。乳幼児や高齢者が感染すると、下痢による脱水症状を起こしたり、吐いたものを喉に詰まらせてしまうこともあるため注意が必要です。

【感染拡大を防止するには】

- 日頃から石けんと流水で丁寧に手を洗いましょう。
- 症状があれば早めに医療機関を受診してください。
- 感染者のおう吐物や便には大量のウイルスが存在しますので、処理の際は、十分な換気・使い捨てのマスクと手袋の着用などの注意が必要です。
- 消毒は、家庭用漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)が有効です。

問合せ 保健センター ☎82-3757

希望者は申込書を提出してください。後日面接試験などを実施します。

募集職種 一般事務補助、保育士、調理員、公民館業務補助、作業員など

勤務時間 (原則)月～金曜日 午前8時30分～午後5時
月給 141,400円(※期末手当、各種福利厚生制度あり)

(金額は職種により異なります。また、給与改定により変更になる場合があります)

受付期間 12月1日(木)～23日(金)

提出書類 会計年度任用職員採用申込書など(申込書は総務課および各公民館にあります。また、町ホームページからダウンロードできます)

申込み・問合せ 秘書人事係 ☎82-6121



令和5年4月採用
会計年度任用職員を募集します

日次	期日	会議名	開議時刻	事項
第1日	12月6日(火)	本会議	午前9時	定例会(初日)
		委員会	本会議終了後	予算決算常任委員会(補正予算審査)
		委員会	午後1時30分	総務文教福祉常任委員会(所管事務調査) 産業建設生活常任委員会(所管事務調査)
第2日	12月7日(水)	本会議	午前9時	一般質問(6人) 補正予算採決
第3日	12月8日(木)	休会		自宅審議
第4日	12月9日(金)	本会議	午前9時	定例会(最終日)



12月議会定例会を開催
一般質問に6人の議員が登場

12月議会定例会が12月6日(火)から9日(金)までの4日間の日程で開催されます。

今回の定例会では、人事の同意1件、専決処分承認2件、条例の制定議案3件、条例の一部改正議案9件、契約の変更議案2件、財産の取得議案2件、指定管理者の指定議案1件、令和4年度補正予算議案4件、発議1件の合計25議案が審議される予定です。

議会初日には各議案の審議決定を行い、令和4年度補正予算議案については、予算決算常任委員会へ付託し、細部にわたって慎重に審査を行います。また、常任委員会において、町が今後取り組む事務事業等について、所管事務調査を行います。

2日目は、事前に質問通告をした議員6人が登壇し、一問一答方式で一般質問を行います。その後、令和4年度補正予算議案の採決が行われます。

◆一般質問通告者、質問事項
期日 12月7日(水)

森田義昭議員(9時)

- ①元首相の国葬について
- ②マイナンバーカードについて
- ③コロナ感染について
- ④本間清議員(10時00分)
- ⑤観光振興について
- ⑥青木秀夫議員(11時15分)
- ⑦東洋大転移について
- ⑧館林板倉法廷合併協議会の3年間休止に至る過程の真相について
- ⑨針ヶ谷稔也議員(13時15分)
- ⑩降ひょう被害対応について
- ⑪事務事業評価による提案について
- ⑫マイナンバーカードの普及促進について
- ⑬小林武雄議員(14時30分)
- ⑭ひとり暮らし高齢者について
- ⑮農地中間管理事業について

③带状疱疹について
小野田富康議員(15時45分)

- ①内水氾濫について
- ②教育行政について
- ③空き家対策について

◆議会傍聴
本会議および委員会の傍聴を希望される方は、入り口で受付票に住所、氏名、年齢をご記入ください。

新型コロナウイルス感染症対策として、入り口での検温、手指消毒、マスクの着用をお願いいたします。

※なお、密集を避けるため、傍聴人数を15人までとさせていただきますのでご了承ください。

◆議会動画配信開始
視聴の方法は町議会ホームページからご覧いただくか、YouTube(「板倉町議会」と検索)でもご覧いただけます。

問合せ 庶務議事係 ☎82-6154



所得税等控除対象認定書
確定申告などで使う認定書を発行します

▼障害者控除対象者認定書
介護保険の要介護認定を受けているかたが、障害者に準じる状態と認定をされた場合は、障害者控除の対象になります。

該当者 障害者手帳を所持していない65歳以上の要介護認定者で、一定の要件に該当するかた

▼医療費控除対象者確認書
寝たきりの状態で、治療上

おむつの使用が必要なかたについては、おむつ代が医療費控除の対象になります。

該当者 要介護認定者で、前年度の申告でおむつ代の医療費控除を受けたかた

※おむつ代の医療費控除を初めて受けるかたは、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

問合せ 介護高齢係 ☎82-6135



いたくらぬいぐるみ
12月17日から販売します

板倉町イメージキャラクター「いたくらん」のぬいぐるみが完成しました! 限定300体を販売します。売り切れ次第、販売終了となりますので、お早めにお買い求めください。

金額 1体2,800円(消費税込み)

販売場所 各公民館窓口

販売開始 12月17日(土)

販売数量 300体



規格 縦30cm×横24.5cm
問合せ 商工観光係 ☎82-6139

マイナンバーカード取得はお早めに

マイナンバーカードをまだお持ちでないかたに、11月中旬～12月上旬にかけて、「地方公共団体情報システム機構」からオンライン申請用二次元コード付き交付申請書が順次送付されます。

郵送やスマートフォンなどで申請ができるほか、役場でも申請ができます。

平日に来られないかた

▼日時 12月10日(土)、17日(土) 午前9時～午後5時

場所 役場戸籍年金係(申請と交付)

※予約制です。平日に必ず電話予約してください。

最大2万円分のマイナンバーカードを取得するには、12月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。

問合せ 戸籍年金係 ☎82-6131

固定資産税
家屋を取り壊したときは手続きが必要です

住宅や物置などの家屋の全部または一部を取り壊したときは手続きが必要です。

令和4年中に家屋を取り壊したかたは、令和5年1月31日(火)までに家屋滅失届(役場備え付けまたは町ホームページからダウンロード)を提出してください。固定資産課税台帳から削除します。

なお、取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局で滅失登記が必要となります。建物滅失登記をした場合は役場への届出は不要です。

※居宅などの住宅用家屋を取り壊した場合、住宅用地に対する課税標準の特例の適用による軽減が外れるか、変更となる場合があります。

持参するもの 認印

問合せ 資産税係 ☎82-6128

年末年始の役場業務のお知らせ

【戸籍・住民票など】
出生、死亡、婚姻などの戸籍届出は、年末年始の休業中も受け付けてきます。
また、業務時間外や休日（年末年始を含む）での住民票、印鑑証明書の取得および町営駐車場の更新手続きは、平日に電話予約をしてください。
年末は12月28日(水)までに

【ごみ収集】
1・2区、9区、15区
可燃ごみ
年末は12月29日(木)まで
年始は1月5日(木)から
資源ごみ
年末は12月28日(水)まで
年始は1月11日(水)から
びん かん 危険物
年末は12月21日(水)まで
年始は1月4日(水)から

【休みとなる業務・施設など】
役場業務（戸籍届出などを除く）、保健センター、いたくらリサイクルセンター、たてばやしクリーンセンター、ごみ収集、し尿処理

【税金の納付】
銀行などの金融機関では12月30日(金)まで。
年末年始でも、コンビニでは営業時間内に、スマホアプリでは24時間納付できます。

12月29日(木)～1月3日(火)の間、役場の業務が休みになります。
業務内容や施設などによって異なる場合がありますので、次の内容をご確認ください。

【水道工事】
水道については「群馬県 水道企業団館林支所」にお問い合わせください。
80-13201

3～8区

可燃ごみ
年末は12月30日(金)まで
年始は1月6日(金)から
資源ごみ
年末は12月21日(水)まで
年始は1月4日(水)から
びん かん 危険物
年末は12月28日(水)まで
年始は1月11日(水)から
廃食用油・蛍光灯
各公民館
第1・第3水曜日
年末は12月21日(水)まで
年始は1月4日(水)から

▼12月31日(土)
午前8時30分～11時30分
▼1月4日(水)
午前8時30分～午後4時30分

【し尿処理】
館林衛生施設組合では、12月29日(木)から1月3日(火)の間、受け入れをいたしません。業者によるし尿のくみ取りができなくなりますのでご注意ください。

【各施設の休館】

◎各公民館
12月28日(水)～1月3日(火)
◎海洋センター
12月28日(水)～1月3日(火)
◎わたらせ自然館
12月26日(月)～1月3日(火)
◎文化財資料館
12月28日(水)～1月3日(火)
◎児童館
12月28日(水)～1月3日(火)
◎総合老人福祉センター
12月28日(水)～1月4日(水)

ひとりで悩まずご相談ください～人権相談～

窓口相談を希望のかた（予約制）☎82-6131（戸籍年金係）

秘密は厳守します。

電話相談を希望のかた

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番（通話料無料） ☎0120-007-110
- 女性の人権110番 ☎0570-070-810

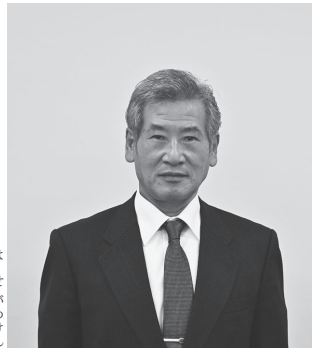
（平日午前8時30分～午後5時15分）

水道の手続き、水道の漏水や濁り、工事の申込み、各種証明など水道に関する問合せは

群馬県東部水道企業団館林支所
☎0276-80-3201

※休日・夜間の場合は、自動音声ガイダンスに切り替わります。切り替わるまで電話を切らず、アナウンスに従って用件をお伝えください。
○板倉営業所（役場窓口内）は、水道料金の支払い、口座振替申込み、給水開始・休止の手続きができます。

11月1日付けで、長谷川健一さんが年金委員として厚生



年金委員
長谷川さんが委嘱されました

労働大臣から委嘱されました。年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公的サービスの一翼を担い、年金事務所や町の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担います。

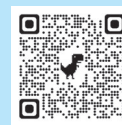
11月10日、群馬県更生保護大会において、保護司の栃木定夫さん（大字離）、川田則行さん（大字下五箇）が群馬県保護司会連合会長表彰を受賞しました。



保護司
栃木さん、川田さんが受賞しました

お二人は、保護司として犯罪を犯した人の立ち直りの援助や非行防止活動にご尽力された功績が認められました。

問合せ 財政係
82-6126



▼あぶらや おせち など
寄附のお申込みは町ホームページからお申し込みください。

▼板倉産米 山田錦・舞風 純米吟醸酒
▼数量限定「初摘み」厳選大粒いちご
▼おとし 食事券

※主な返礼品（新着）
▼板倉ゴルフ場 利用券
▼うおとし 食事券

また、返礼品を出品していただける町内の法人、個人事業者のかたを随時募集しています。

板倉町にふるさと納税をいただいた町外在住のかたへ、お礼として返礼品を贈りしています。
町外在住のご親戚やご友人のみならず板倉町への寄附のご協力をお願いいたします。

板倉町にふるさと納税を
お願いします



風景計画
板倉町風景審議会委員を募集

板倉町風景条例に基づき、風景審議会に参加していただける委員を募集します。この審議会で、風景づくりについての意見を述べていただくとともに、条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査・審議していただきます。

申込期限 12月14日(水)までに、応募の動機および板倉町の風景（景観）に関する意見などを応募用紙に400字程度記入して計画管理係へ提出してください。（郵送、電子メール、ファクスによる提出可）
応募用紙配布場所 計画管理係
選考方法 書類選考により決定
問合せ 計画管理係（〒374-0192板倉町大字板倉2682-11）
☎82-6151
FAX 82-12758
✉ k.keikaku@town.itakura.gunma.jp



第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
小林さんの活躍で全国総合成績1位

栃木県で行われた第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において、板倉町出身の小林友樹さんが、群馬県代表としてソフトテニス成年男子2位の成績を収めました。
小林さんの活躍もあり、群馬県は、初のソフトテニス男女総合成績1位の快挙を成し遂げました。

問合せ 情報広報係
82-6124